

令和4年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 令和3年度の契約状況

産総研における令和3年度の契約状況は「表1」のとおり、契約件数は3,933件、契約金額は786.1億円である。

このうち、「競争性のある契約」は3,064件（77.9%）、718.8億円（91.4%）であり、「競争性のない随意契約」は869件（22.1%）、67.4億円（8.6%）であった。

なお、「国立研究開発法人特例随意契約」（以下、「特例随契」という。）の件数は1,876件（47.7%）、契約金額は68.0億円（8.7%）であった。

表1 産総研の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和2年度		令和3年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,068 (29.8%)	254.4 (60.4%)	844 (21.5%)	626.2 (79.7%)	△224 (△21.0%)	371.8 (146.2%)
企画競争・公募	320 (8.9%)	20.6 (4.9%)	344 (8.7%)	24.5 (3.1%)	24 (7.5%)	3.9 (19.0%)
特例随契	1,295 (36.2%)	36.7 (8.7%)	1,876 (47.7%)	68.0 (8.7%)	581 (44.9%)	31.3 (85.1%)
競争性のある契約(小計)	2,683 (74.9%)	311.7 (74.0%)	3,064 (77.9%)	718.8 (91.4%)	381 (14.2%)	407.1 (130.6%)
競争性のない随意契約	898 (25.1%)	109.5 (26.0%)	869 (22.1%)	67.4 (8.6%)	△29 (△3.2%)	△42.1 (△38.5%)
合計	3,581 (100%)	421.2 (100%)	3,933 (100%)	786.1 (100%)	352 (9.8%)	364.9 (86.6%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の対令和2年度伸び率である。

(注3) 本表には、少額随意契約は含まれない。

(2) 契約状況に関する前年度との比較及び分析

令和2年度と比較して、契約件数が352件、契約金額が364.9億円増加したが、主な増加要因は、大型の外部資金の獲得等に伴い、共同研究費及び受託研究費を財源とした契約が増加したこと（令和3年度契約額388.5億円（前年度比264.4億円増））、及び共同研究費等の一般管理費を財源とした複数年契約（つくばセンター設備等維持管理業務及び植栽管理業務（何れも3カ年契約。合計74.7億円））を締結したことによ

るもの。なお、全体の契約金額が大幅に増加している一方で、「競争性のない随意契約」の契約金額が減少（前年度比：42.1億円減）しているが、減少の主な要因として、令和2年度は複数年契約（5カ年）を締結した高額の電子ジャーナル利用契約（18.2億円）があったこと、受託研究契約に基づく再委託が減少したこと（令和3年度20.7億円、前年度比15.4億円減）及び随意契約の「受託研究契約の相手先が予め供給者を指定している場合」の適用案件が減少したこと（令和3年度0.3億円、前年度比10.9億円減）等によるもの。

令和3年度の「競争性のない随意契約」のうち、令和2年度と比較して、金額の増減が大きい適用事由（増減額1億円以上）は以下のとおり。

【金額が増加した適用事由】

- ・プログラムの改良又は保守において著作権等の関係により供給者が限定（令和2年度2.8億円(56件)、令和3年度4.7億円(63件)。1.9億円増）
- ・国際的な審査等を行う場合に用いることが不可欠な特殊機器等により供給者が限定（令和2年度0.2億円(5件)、令和3年度2.0億円(9件)。1.8億円増）

【金額が減少した適用事由】

- ・再販価格の維持及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍購入（令和2年度19.5億円(15件)、令和3年度1.2億円(14件)。18.3億円減）
- ・受託研究契約に基づく再委託（令和2年度36.1億円(159件)、令和3年度20.7億円(95件)。15.4億円減）
- ・受託研究契約の相手先が予め供給者を指定している場合（令和2年度11.2億円(42件)、令和3年度0.3億円(3件)。10.9億円減）
- ・既存設備等の保守点検・修理等であり、既存設備等の供給元以外からの調達では著しい支障が生ずるおそれのある場合（令和2年度25.6億円(340件)、令和3年度22.8億円(402件)。2.8億円減）

(3) 令和3年度の一者応札・応募状況

産総研における「競争性のある契約」に係る令和3年度の一者応札・応募の状況は「表2」のとおり、一者応札・応募の契約件数は2,566件（83.8%）、契約金額は512.0億円（71.2%）であった。

表2 産総研の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和2年度		令和3年度		比較増△減	
2者以上	件数	439	(16.4%)	498	(16.3%)	59	(13.4%)
	金額	81.8	(26.2%)	206.8	(28.8%)	125.0	(152.8%)
1者	件数	2,244	(83.6%)	2,566	(83.8%)	322	(14.4%)
	金額	229.9	(73.8%)	512.0	(71.2%)	282.1	(122.7%)
合計	件数	2,683	(100%)	3,064	(100%)	381	(14.2%)
	金額	311.7	(100%)	718.8	(100%)	407.1	(130.6%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（）書きは、令和3年度の対令和2年度伸び率である。

(4) 一者応札・応募状況に関する前年度との比較及び分析

「一者応札・応募となった契約」が占める割合（以下、「一者応札率」という）

は、令和2年度が83.6%であったのに対し、令和3年度は83.8%となり、0.2ポイントの増となったが、表1に記載する「競争性のある契約」について、契約方式別（一般競争、企画競争、公募、特例随契等）の一者応札率を分析したところ、公募（供給者が一者に限定されるとは言い切れない場合に実施する入札可能性調査）以外は、一者応札率が低減していることが確認され、これまでの取り組みについて、一定の効果が得られているものとする。

産総研は世界最高水準の研究開発を行う法人であり、高い技術や高性能・特殊仕様の研究機器等が多くなるため、対応できる事業者が限られてしまうという要因等はあるものの、一者応札の抑制に向け、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、新たな取り組みを導入する。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1. の現状分析等を含め総合的に検討を行った結果、以下の（1）から（4）について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

- （1）適切な随意契約に向けた取り組み
- （2）一者応札・応募の抑制に向けた取り組み
- （3）人材育成・情報の共有等
- （4）その他

（1）適切な随意契約に向けた取り組み

1）競争性のない随意契約（随意契約）

一般競争入札を原則としつつ、随意契約によることができる場合の規定の適用による「競争性のない随意契約」について、より一層の適切な随意契約に向けた次の取り組みを実施する。

【随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 「随意契約」を行おうとする場合は、その妥当性を精査するため、民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行う。
- 「随意契約」を行った案件については、その妥当性を確認するため、契約監視委員会の事後点検を行う。
- 「随意契約」を行った案件については、その透明性と客観性を確保するため、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等を産総研公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表する。
- 特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定の一者に限定されると判断できない調達案件については、競争性及び透明性を確保するため「公募（入札可能性調査）」の手続きを実施する。

2）競争性のある随意契約（特例随契）

「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」（平成29年3月10日内閣総理大臣総務大臣決定）において認められた公開見積競争を原則とする特例随契について、適切かつ合理的な調達に向けた次の取り組みを実施する。

【特例随契について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 公正性を確保するため、関係法人¹以外との契約とする。
- 競争性及び透明性を確保するため、産総研公式ホームページによる公開見積競争を実施する。公開見積競争における公告期間は、事業者が参加準備をするために必要となる期間等を考慮し、適切な期間を設定する。
- 特例随契の適正性を確保するため、特例随契のうち同制度の適合性の判断が難しい役務の提供、製造の請負及び物件の借入については、契約審査役による事前の点検を実施する。
- 価格の妥当性を確保するため、公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施する。
- 複数事業者が仕様書等を受領し、結果一者のみの見積書提出となった案件は、辞退者に対して辞退理由のアンケートを実施し、一者見積の抑制に活用する。
- 個々の特例随契案件が、公正かつ透明な調達手続き及び、迅速な調達となっているか等について、契約監視委員会において事後点検を実施する。当該点検結果を踏まえ、同委員会において翌年度の実施の可否を審議する。
- 特例随契を適用した契約について、契約概要を産総研公式ホームページで公表する。
- 制度所管部署による実施状況の点検及び内部監査担当部署による内部監査を実施し、必要に応じ改善を行うとともに、これらの結果を契約監視委員会に報告する。

(2) 一者応札・応募の抑制に向けた取り組み

競争性確保の観点から、次の取り組みを実施する。

【競争性のある契約について、以下の取り組みを着実に実施したか】

- 全国の事業所の入札等案件情報をホームページ等で周知するほか、調達担当者が過去の納入実績データを、製造メーカー別や納入事業者別で整理・共有するとともに、当該データを活用して入札参加の直接呼びかけを行う等により入札参加者の拡大を図る。
- 次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前にホームページにて公表し、事業者が計画的に入札への準備、入札への参加が出来るよう事前の情報提供を行い、入札参加者の拡大を図る。
- 調達情報について、ホームページに掲載するとともに、新着情報配信（RSS配信）を活用した事業者への情報提供を実施する。
- 事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間（一般競争入札は7日以上、企画競争は15日以上）を十分に確保する取り

¹ 関係法人とは次の①及び②のいずれにも該当する法人

①当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

組みを継続して実施する。

○複数年度にわたって事業を継続することが合理的な案件については、経済性を考慮のうえ、可能な限り「複数年度契約」にすることで契約規模を拡大させ、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。

○つくばセンターにおいては、事業所ごとに調達を行うことを原則としているが、事業所共通で必要となる消耗品の調達や役務契約については、事業所ごとに契約するのではなく本部（経理部調達室）一括で契約することで契約規模を拡大させ、事業者の参入意欲をより一層高める取り組みを実施する。

○工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者等や設計業務における管理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限のものとし、事業者の参入をより一層高める取り組みを実施する。

○一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会の事後点検の指摘等を踏まえ、一者応札・応募の抑制にむけた取り組みを推進する。

○事業者が入札に参加しやすいよう、電子入札等の導入を検討する。

○つくばセンター各事業所及び各地域センター等における一者応札率を定期的（2カ月に一度）に各事業所等へ共有。全所的な取組みに加え、各事業所等における自主的な取組みを推進する。

（3）人材育成・情報の共有等

【契約監視委員会の点検結果（意見・指導等）を全国の会計担当者に共有し、改善に向けて取り組んでいるか。】

○調達手続きの改善等に関する情報及び、契約監視委員会点検による委員からの意見・指導等については、全国会計担当者会議等を定期的に開催し、全国の事業所等の会計担当者に有用情報の共有と遵守事項等を周知徹底する。

○民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が講師となって、全国の事業所の会計担当者等に対し、適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択判断の考え方などに関するスキルアップ研修を実施する。

○全国の事業所の会計担当者が一堂に会し、コンプライアンス意識の向上と適正で迅速かつ効果的な調達手続きの実現のための基礎知識の習得を目的としたワークショップを開催する。

○全職員等に対し、所内イントラを通じた各種規程類、マニュアル等の周知、e-ラーニングによる研修を実施し、調達ルールの周知・浸透を図る。

（4）その他

○調達情報については、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、年間発注予定表や入札情報、契約結果等をホームページ等で適時公表する

○契約監視委員会における事後点検の対象について、さらに効果的な点検が実施されるよう、対象案件の選定方法を見直す。

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

【仕様内容、調達方法及び随意契約の理由・事由について、審査を行っているか。】

（1）調達に係る契約権限の明確化と周知

産総研では、財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務については、「契約担当職」が行うことと会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員に受講義務を課している研修（e-ラーニング）において、当該権限並びに研究者等の一般職員による発注を禁じていることについて毎年度の周知を実施しており、これを継続的に取り組む。

（2）公平性・透明性・競争性の確保向上の取り組み

公平性・透明性確保の観点から、仕様書を作成する場合には、研究・業務遂行上必要でない過大な要求仕様、競争性を排除する要求仕様となっていないかなど仕様書の適正化に留意する。さらに、取得予定額が100万円を超える場合は、類似する研究装置等の比較検討、情報収集を可能な限り行うこととし、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

政府調達基準額以上の調達案件（以下「政府調達」という。）については、仕様内容・契約方法について契約審査役による審査を実施するとともに、政府調達の案件が少ないつくばセンター各事業所及び地域センター等については、契約審査の対象範囲を拡大して、契約審査役による審査を実施する。

また、令和2年4月1日から運用を開始した、少額物品等の調達に迅速かつ効率的なインターネット調達システムについて、更なる利便性の向上を図る。

（3）随意契約の所内におけるチェック機能の確保

「随意契約」を締結することとなる案件については、「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性について、調達担当部署（調達担当者、会計グループ長等、契約担当職）と契約審査役による二重チェックを確実に実施する。

（4）適正な検収の徹底

【特例随契に関する大臣通知の変更を受けて検収体制を整備しているか。】

全ての調達に係る検収を本部組織又は事業組織に所属する職員（検収担当者）が実施する。

なお、200万円を超える検収は、検収担当者及び当該契約を請求した部門等の職員等の2名体制で実施する。

（5）資産等の適正な管理及び保管状況の確認

資産、準資産及び換金性の高い物品については、会計担当者等が固定資産管理台帳をもとに全品の現物確認を実施する。

（6）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

全職員等を対象とした研修（e-ラーニング）のカリキュラムとして、「調達・検収

制度」及び「外部研究資金等の適正執行」を設定することにより全職員への調達ルー
ルの周知・浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イン
トラを通じ周知徹底する。さらに、会計検査院の決算検査報告や新聞報道などで他法
人の不適切な事例等が報告された場合には、イントラや所内研修などを活用して注意
喚起を行う。

事業者に対しても、「不正、不適切な契約を行わないこと」、「不正が認められた
場合は、取引停止の処分を講じられても異議がないこと」などを盛り込んだ誓約書を
徴取する。

(7) 調達業務に係る体制の見直し

公共調達に係る各種施策の確実な実施並びに業務及び課題の一元管理の観点から、現
行の業務体制を抜本的に見直し、調達の適正をより一層推進する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評
価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の
評価を受ける。

また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等
に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

- 1) 調達等合理化推進チーム（以下「推進チーム」という。）は、調達等合理化計
画を策定する。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 総務本部長

副総括責任者 経理部長

構成メンバー 経理部、各事業所及び地域センター等の契約担当職

- 2) 推進チームの下に、経理部及び各事業所等の会計担当職員で構成する調達改善
に関する連絡会議をおき、調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の
推進を図る。

構成メンバー 調達管理室長、調達室及び大型調達室のグループ長等、各事
業所及び地域センター等の業務部・室の会計グループ長等

- 3) 計画の推進に当たっては、経理部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに
関連して、理事長が定める任務（随意契約の妥当性に関すること、随意契約から一般
競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること、特

例随契による調達の妥当性に関すること、に該当する個々の契約案件の事後点検) を
行い、その概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号)等の諸施策との整合性に留意する。